

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会（第6回）  
議事次第

- 1 日時 平成28年12月9日（金）14：00～16：00
- 2 場所 文部科学省生涯学習政策局会議室
- 3 議題
  - （1）前回議事概要の確認
  - （2）取りまとめ案の審議
  - （3）その他
- 4 配付資料
  - 資料1 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会（第5回）議事概要（案）
  - 資料2 今後のスケジュール
  - 資料3 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会報告書（素案）

机上配付

- ・家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告「つながりが創る豊かな家庭教育」
- ・「家庭教育支援チームの在り方に関する検討委員会」における審議の整理
- ・「つくろう！家庭教育支援チーム」リーフレット
- ・早寝早起き朝ごはん（中高生等向け）普及啓発資料及び指導者用資料
- ・訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き・ポイント

## 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会 委員

伊藤亜矢子 お茶の水女子大学基幹研究院人間発達系准教授

稲葉 恭子 特定非営利活動法人青梅こども未来代表理事

大野トシ子 全国民生委員児童委員連合会評議員

岡田 淳子 山口県教育庁社会教育・文化財課教育調整監

奥山千鶴子 特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会理事長

川口 厚之 湯浅町教育委員会副次長・指導主事

鈴木みゆき 和洋女子大学人文学群こども発達学類教授

西館 慎 釧路市教育委員会学校教育部教育支援課主任・社会教育主事

(座長代理) 松田 恵示 東京学芸大学副学長

水野 達朗 一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事

(座長) 山野 則子 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類・人間社会学研究科教授

吉見 和子 大洲子育てサポート“そよ風”家庭教育支援員

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会（第5回）議事概要（案）

1 日時

平成28年11月28日（月曜日）14時00分～16時00分

2 場所

文部科学省生涯学習政策局会議室

3 委員出席者（敬称略）

伊藤亜矢子、稲葉恭子、岡田淳子、奥山千鶴子、川口厚之、西館慎、松田恵示、水野達朗、山野則子、吉見和子

4 事例発表者

向井説行 泉大津市教育委員会事務局教育部指導課長

5 オブザーバー

小林克嘉 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室室長補佐

6 文部科学省出席者

有松生涯学習政策局長、神山大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）、  
里見政策課長、高橋男女共同参画学習課長、関家庭教育支援室長、高橋家庭教育支援室  
室長補佐

7 議事概要

（1）第4回議事概要（案）について、承認

（2）事例発表（向井課長、山野座長）

以下、質疑・意見

<向井課長事例発表（資料3）>

○ 学校指導の担当課が主体となり訪問型の支援を実施し、そこに来年度から生涯学習の担当課も参画するという流れとのことだが、どのようなきっかけでそうした流れになった

のか。

また、小学校に配置される「家庭教育支援サポーター」の活動頻度はどのようなものか。

もう一点、私も「タイプⅢ」への訪問型支援が課題と思っているが、子供に問題は現れていないが、客観的に見ると課題が家庭教育側にあるようなケースは、訪問への反発が予想され、ここに対する工夫はあるか。

○ この生涯学習課との流れは今年度から試行しており、できるだけ部局、課を越え連携し、例えば生涯学習課が小学校で親学習講座を実施するときに、指導課の担当指導主事も参加する。主としては指導課がアウトリーチで、生涯学習課が親学習を、重なり合いながら2課でやっていくという流れとなっている。

小学校への「家庭教育支援サポーター」配置の頻度は、財政部局と次年度の予算の折衝中であるが、1小学校週2日ぐらいの配置を想定。

反発が予想される家庭への工夫について、泉大津市には地域の人で、子育て世代の心配なことや悩みがあったら聞いてくれる人がいますよというようにソフトタッチでアプローチしていくこととしており、第三者で地域の仲間といったような人材をサポーターとして活用しているので、あまり拒否されるケースはないと思う。

○ 子供の状態はとても流動的で、すぐに動かなければならないということもあると思う。そういうときは定めたフローによらず柔軟な対応も必要なのではと思うが、その場合はどう考えるか。また、訪問を拒否する家庭や、共働き等で留守が多くなかなか対面することができない家庭への対応はどのようにされているか。

○ 緊急対応の場合、管理職から担当者に電話で即一報が入ることになっている。緊急のケース会議で家庭教育支援が必要となれば、すぐに訪問できるような体制をとっており、基本と緊急対応は別で考えて対応できるようにしている。留守家庭等への対応について、当市のサポーターは比較的自由に時間がとれる方が多く、早朝や夕方しか在宅しない家庭へはその時間にあわせ訪問するなど柔軟に対応しており、教員が行けない時間に訪問することが多い。

○ 問題等をどう早期に把握していくかがポイント。湯浅町の事例では、5歳児健診へス

クールソーシャルワーカーや校長も担当として加わっている。医師も健診のチームに入っているため、医療関係とのつながりができ、そうしたことも一つの網として活用していけると思っている。

○ 生涯学習課の親学習について、子供が小学校へ入るとPTAが年1回講演会を開催する程度で、学びの機会が限定される状況だと思うが、小学生の保護者も対象としているのか。

○ 生涯学習課の親教育は、小中学校の保護者及び一般の方を対象として募集している。加えて、保健センターでも健診の機会にも親学習講座や子育て相談を実施するなど、専門家（発達相談員）を配置し手厚く取り組んでいる。

#### <山野座長事例発表（資料4）>

○ 学校をプラットフォームとして、教育だけでなく福祉的な要素を持ち込むところがポイントであると思うので、家庭教育が福祉と教育の接点になっていくということがより伝わるような形にまとめができるとうい。

#### （3）主な意見の取りまとめ案の審議

- ・事務局より資料5に基づき説明
- ・以下、質疑・意見

○ 家庭教育支援の意義について、家庭教育支援がどのような形で行われるべきかという部分で、あくまでも、教育や福祉だけでなく、それぞれの関係機関が協力して家庭教育支援に取り組んでいく必要があるということを含めると、今後チームとして家庭教育支援を行っていく行政や民間や各関係者が動きやすくなると思う。

○ 家庭教育が何を指すものであるか、どういうものなのかについて、表現が難しいところとは思いますが、例えばスクールカウンセラーの分野であれば、「子供のウェルビーイング」といった言葉がある。それを軸にして関係者が協働できるという、協働のゴールのようなものを記述する言葉となっている。このように「ここを軸として考える」というものがあると協働がしやすい。

○ 福祉では「子供の最善の利益」という言葉を用いる。「子供のQOL」といった意味合いである。

○ 家庭側にしてみると、指導されてしまうのではないかという思いがあり、それを払拭するような解説、私には関係ないとか、関わりたくないというふうに思われたいような解説が必要。

子育て支援という考え方もまだたった15年であり、家庭状況の変化の中でやっと家庭支援という言葉、子育て支援という言葉を使えるようになってきたという経緯があって、その中で家庭教育の定義付けをしていくということが必要と思っており、2ページの「家庭教育支援の意義について」の「家庭の基盤をしっかりと作ることが全ての家庭に関わってくる」というところの、主語というか、誰がしっかりと作ることかというところが、家庭に求められると捉えられてしまうと、ニュアンスが変わってくるので、読んだ人がどう捉えるかというところは注意が必要。

○ 家庭教育支援というのは、家庭教育の主体者がみずからの子供との関係の中で、子供と一緒に教育の目標を持つということ、そして、持ったものに対して、それを達成していこうとする、そういうことを支えるということ。ただ、現在課題になっているのは、その家庭教育ということ自体がそもそも成り立ちにくい社会の中で、それをどう支えていくかということだと思うので、余り「家庭教育とは」と定義付けをしない方がいいかと思う。

また、非常に家庭教育が厳しい状況になっている社会において、どの子供たちや家庭においても、家庭教育がまずは支えられるという仕組みを、どう作っていくべきかという考えでまとめてみてもよいと思う。

○ 資料4の35ページの「支援の流れとポイント」という三角形の「全戸訪問」から始まるものが、分かりやすく、大事であると思う。学校をプラットフォームにという考えとも結び付くが、支援が予防的などところを中心に、ということが明確であるので、訪問の第一の意義ということが分かりやすい。基本的に訪問は一番裾野の広い部分で、支援の最後のところにより専門的な機関がある。この図があると安心して色々な非専門家の方も参画することができ、また実際の支援の流れとしても安全が保たれるように思う。まとめの際には、家庭教育支援がどの層を中心としたものなのか、予防を中心としたものであるという

ことは強調するとよい。

また、家庭教育支援について、各家庭の個性的な在り方や多様な家庭教育とその支援の在り方があることを前提としたうえで、それらに共通するゴールとして、「子供の命」や「ウェルビーイング」、「最善の利益」等の概念を提示するとよいのではないか。

○ 保護者の話を聞くと、「支援」と言われるとマイナスのものをゼロまで持っていくようなサービスという認識が多い。しかし、今回議論してきた中では、予防的、開発的なものも含んでの議論であったので、支援という言葉が決してマイナスをプラスに戻すだけというニュアンスではなく、プラスをさらに積み重ねるものであるもので、そのような文言があってもよいと感じた。また、近年私自身が支援者として感じるのは、ネットの世界で子供が経験する教育で、これは学校教育でもなければ、地域教育でもない、もちろん家庭教育でもないもので、今後、この第4の柱を我々は議論をしていく必要があるということである。もう一点、数ある家庭教育支援チームの類型化、メニュー化ができればよいと思っており、主管は生涯学習なのか、学校教育なのか等、チームを作る第一手目の類型化ができれば、行政としてもやりやすくなると感じている。

○ 「支援」という言葉について、私たちがNPOで子育て支援をするということで、NPOを立ち上げたが、検討の中で、保護者や子供たちの力を信じて、それに寄り添ってバックアップしていくというエンパワーメントだったら、支援じゃなくて応援であるということになり、子育て応援を、という表現にしている。そうした前向きな言葉も考えていければよいと思う。

○ 学校プラットフォーム化ということがポイントになってくるものと思っており、就学児以上になるとやはり学校が一番情報を握っているというのが現状であるので、学校がいかに垣根を低くして、地域や関係機関と連携できるか、あるいは地域から学校、家庭へのアプローチができるか、そして、地域の家庭教育支援ができるかという仕組みが必要になってくると思う。そのような中で、昨年の12月21日の答申では、コミュニティ・スクールというのは努力義務、そして、地域学校協働本部は小中学校区を全てカバーし、地域学校協働本部の働きの中に家庭教育支援のツールも入れていくようにということが示されている。そういうことを考えたときに、家庭教育支援チームという言葉をもっとポピュラーに

していかなければいけないと考えている。チームの種類・タイプは多様であるけれども、何かあったときに、中間の支援組織としてちょっと相談することができ、もし困難な事例に発展しそうな場合には、専門機関へつなぐことができる、そういう人たちがいるということが、地域、あるいは社会でできたときに初めて社会総掛かりで家庭教育支援ができるという形になってくるのではないか。

○ チームの在り方の部分について、対外的な部分に加え、チームの構成員としてどういう関わりを持っていくべきなのか、ただチームという枠組みだけの中に入っているのではなくて、実際に本当のチームとして、目標に向かって進んでいくという部分も含めて、チームの中の在り方も考えていく必要があると感じた。

○ 人材養成について、児童相談所が非常に多忙を極めていて、全てのケースに十分にに関わり切れていない現状があるように感じており、そうすると、市町村も職員の体制が整っていないなかったり、スキルがなかったりというところがあり、そういう部分への働き掛けが必要。また教育委員会とどうつながっていくかも重要な点で、その一つのきっかけとして、例えば家庭教育支援チームがつながっていくと、より効果的な支援が0歳児から卒業までの切れ目のない支援につながっていくのではないかと感じている。

また、首長部局側としては、家庭教育支援がどう効果的なのか、なかなかすぐにイメージできないところがあるので、教育委員会が、必要な施策であることをどうアピールしていくかということが今後、より普及していくために大事であると思う。また、生徒指導と関連付けて、どう効果を出していくかということも重要。さらには、学校プラットフォーム化になってくると、学校の教員とも、本当に教員自身がこれを活用しよう、これを使うことによって、もっと自分たちの学校に生かそう、プラスにしていこうと思うようなものをPRできれば、さらに効果的になるのではと感じる。

○ 事例の類型化を考えるときに、学校との関係作りや、学校へのアウトリーチということも含まれると思うので、その観点からの類型もあった方がよい。

○ 家庭教育支援として、ICTをうまく活用した取組、妊娠や養育費等に関連した既存の制度を保護者が利用できるような情報提供など、バックアップしていくことができないだろ

うかと思う。また、今現在の親への支援だけでなく、これから親になっていく者への教育支援、親になる教育、高校生等向けの家庭教育ということも考える必要がある。

今後のスケジュール（案）

平成28年12月9日（金）家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会（第6回）

（以下、予定）

平成28年12月14日（水）追加の御意見提出〆切

平成28年12月中旬 省内手続き

平成28年12月下旬 報告書（最終案）を各委員へ送付

平成28年12月末頃 報告書（最終案）に対する御意見提出〆切

平成29年1月 「報告書」公表予定

## 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会

### 報告書（素案） 目次

はじめに

I 全ての親の学びや育ちを応援するための方策

II 家庭教育支援のための方策

（1）地域の人材を活用した「家庭教育支援チーム」による支援の推進

（2）家庭に寄り添う形での支援の推進

III 家庭教育支援を担う人材の確保

## はじめに

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されている。

これまで文部科学省では、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」等による身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の取組、並びに、子供から大人までの生活習慣づくりなどを推進してきた。

本検討委員会においては、家庭教育支援の具体的な推進方策について検討を行った。

ここではまず、具体的な推進方策の前提として家庭教育支援の意義について確認する。

### <家庭教育支援の意義について>

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかりと築くことがあらゆる教育の基盤として重要である。父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものとされている。

しかし、現在はひとり親家庭の増加や貧困など、家庭教育を行う上で困難な条件がいくつも指摘されており、家庭教育を行うことが困難な社会ということもできる。家庭環境が多様化している中で、我が国の「学校文化」に適合することの難しい事情を抱えた家庭が増えていることも指摘されている。また、家庭教育において学校教育の前段階としての役割を果たすことが求められるなど、家庭教育への期待は高い状況にある。

また、ひとり親や貧困といった困難な条件下にはない家庭であっても、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受けて、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることの難しい孤立化の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択する困難さから、かえって悩みを深めてしまうなどの点が指摘できる。

家庭教育支援は条件の厳しい困難を抱える家庭に対する支援にとどまるものではなく、それぞれの家庭状況に応じた多様な支援が必要である。広く全ての家庭の家庭教育の試みに対する応援としてのユニバーサルな展開があり、同時に困難を抱えた家庭のそれぞれの個別の事情に応じた寄り添う支援が求められている。

### <家庭教育支援を進めるための課題>

家庭教育支援を進めるに当たり、①個人情報の取扱い、②行政の縦割りの問題及び③家庭教育に携わる人材の確保が課題として挙げられる。

個人情報の取扱いについては、家庭の問題について相談を受けた場合や家庭を訪問して対応する場合に、個人情報の保護のために関係者間での情報の共有が妨げられ、有効な連携につながらない問題が指摘されている。この問題については、Ⅱ（１）で各地方公共団体の取組事例を含めて言及する。

行政の縦割りの問題については、関係者がチームとして家庭教育支援に取り組んで

いく過程において、討議を積み重ねる中で解決できる。特に、特定の問題について関係者が解決策を出し合って検討するケース会議の手法を取ることで、関係者間の意思の疎通が図られるようになる。この際に、ケース会議の手法に通じた専門家の力を借りることが考えられる。

家庭教育支援に携わる人材の確保については、家庭教育支援に参加すること自体が生涯学習であり、地域への理解が自分自身の成長ややりがいにもなるという双方向の助け合いを生み出すことができる。

なお、家庭教育支援には、地域の人材や学校関係者、行政関係者等の多様な主体が関わるが、学校、家庭、地域のそれぞれの役割分担において、特定の部分に過度な負担を強いることのないように十分検討する必要がある。特に子供たちの課題を解決するために福祉分野を始めとした教育以外の部門との連携が求められる中で、それぞれの分野の有する特徴や専門性を活かして強みを持ち寄るような、それぞれの異なる視点を活かした役割分担、連携と協力の関係の構築が重要である。

## I 全ての親の学びや育ちを応援するための方策

全ての親の、親としての学びや育ちを応援することが、家庭教育支援の基本である。その中で、応援される側が学び育つばかりでなく、応援する側もともに学び育つ関係にあるべきであり、双方向の実践を通じた学びの循環が家庭教育支援全体の生涯学習としての性格を形作っている。さらに、その学びは、応援される側応援する側という人と人との結び付きの広がりを通して、仲間作り、ひいては地域づくりコミュニティ作りに展開、発展していく可能性を持っている。

ユニバーサルな家庭教育支援においては、家庭教育に関する情報や地域における親子での活動の機会を提供するなどの、いわば家庭教育に対する応援ともいえる手法を取ることが適切である。このような支援を幅広く展開することで家庭教育支援により多くの保護者が関わり、支援を受ける立場にとどまることなく、自ら活動に参画していく主体的な取組を促していくことも可能であり、将来の家庭教育支援の担い手を確保することにつながると考えられる。

また、幅広い家庭を対象としていくことにより、保護者の悩みに相談に乗って早期に解決するなど問題の発生を未然に防ぐ予防の効果や、仮に問題が発生していたとしても、早期に問題を発見して必要な支援につなげていく早期発見の効果を期待することができる。

### <親同士の交流について>

家庭教育の第一義的な責任は家庭にあるが、十分な経験もなく身近に相談できる相手に恵まれない条件の下で、保護者が家庭教育の主体としての役割を果たすことができると判断してしまうことは現実的ではない。むしろ当初は未熟でありながら、徐々に親としての学びを積み重ねて成長しながら子供と向き合い、家庭教育を試みていくと捉えることが必要である。

経験が少なく、身近に相談できる相手を見つけることの難しい親が、悩みや困難を抱え込むことなく親として成長していくことを促すためには、交流の中で学び合うことの得意な若年世代にみられる特徴をいかして、行政からの一方的な情報の伝達ではなく、親同士の交流の場を用意するなどして交流の中で学び合う機会を通じて支援することが有効である。

親同士の交流を進めていくことが仲間作りにつながり、よりインフォーマルでリラックスしたネットワークが形成され、行政機関によるフォーマルな支援では手の届かない部分にまで相談や助け合いの浸透を図ることができる。

### <切れ目のない支援のためのアプローチについて>

保護者と地域との関係においては、実際には多くの保護者が自らが生まれ育った地域とは別の地域で子育てを行っており、子育て期以前には地域との関係が必ずしも構築されておらず、むしろ子育てが地域との絆の起点となることが多い。

また、就学や養育に不安を抱えている保護者が多く、未就園児の母親からの子育ての相談が増加する傾向が指摘されている。初めて子供を持った保護者や0歳児の保護者への支援から始まり学齢期の支援へとつながっていく切れ目のない支援のために乳幼児期からの取組が重要であり、地域子育て支援拠点等を活用して乳幼児期から保護者と関係を作っていくことが有効である。

乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行うには、乳幼児期から学齢期までを支援対象とするNPOが、複数の行政からの支援策の1つの受皿として機能することが考えられる。身近な地域において、自主的で自由度のある手法で展開されることが期待される。

### <保育体験・生活体験について>

父親が子育てに当事者意識を持って参画していくことを促すために、保育体験のような育児に自ら携わる体験をさせる試みが有効である。

また、中学校の家庭科の授業で、地域の乳幼児家庭・親子の協力を得て実際に乳幼児との触れ合い体験をする取組が行われており、育ててくれたことへの感謝や、読み聞かせ等の家庭で受けた教育の重要さに気付くなどの効果が見られる。乳幼児理解と育てる側に立つ経験をすることで、子育てのイメージを広げる機会を増やしていくことが期待される。

特に乳幼児期においては、睡眠・食事等の生活リズムが整うと子供が機嫌良く元気であることに、保護者が子育ての中で気付くことが大切である。“早寝早起き朝ごはん”といった生活習慣と健やかな生活、成長が密接に関係していることに気付けば、親と子の自然な関係の中で適切な生活習慣を身に付けることができる家庭環境が形成される。

これは、親としての成長の一つであり、このような気付きと成長を促していくために適切な情報の提供が必要である。近年の脳科学を始めとした関係の研究分野の発展により、睡眠を始めとした生活習慣と成長、健康との関係が明らかにされつつあるところである。

保護者自らが家庭教育の主体であるという意識を持ちつつ、地域を始めとした様々なつながりの中で、助け合いながら子供達の育ちを応援していくという考え方に立つことが必要である。家庭教育支援は、支援する側、支援される側という一方通行の捉え方ではなく、一緒になって家庭教育を行っていくという、いわば協働の関係に立って取り組んでいくことによって、家庭教育支援に関わる者の学びが深まり成長が促される。

例えば、長時間労働は保護者が家庭教育に充てる時間を制限することにもなるので、保護者が充実した家庭教育を行うためには、保護者の働き方の問題にも留意する必要がある。家庭の団らんや手伝いといった家庭での望ましい生活の体験を適切に持てるよう、企業への家庭教育支援のアプローチとしては、ワークライフバランスの観点を前面に出す形が考えられる。また、親子参加型行事や親子の居場所づくりの実施

など、家庭の外に子供たちの体験の場を用意して支援することも考えられる。

### ＜ICTを活用した情報提供＞

保護者への情報提供に際しては、保護者の家庭教育の主体としての立場を尊重し各家庭がそれぞれの考え方にに基づき家庭教育の方針を立て主体的に家庭教育を行うことができるよう、情報提供や学習機会の提供により応援していくという立場に立つことが重要である。積極的な情報提供を行うことで、保護者同士の出会いを促し、交流の場を立ち上げていくきっかけとなる。さらに、適切な情報提供により子供の教育に関する多様な情報に対するリテラシーの向上につながる効果も期待できる。

情報提供の方法としては、多忙な保護者でも多く情報を受け取って都合に合わせて参照することができ、双方向的な情報のやり取りも可能であるICTの活用が効果的である。

また、家庭教育を支援する窓口の情報を含めた幅広い情報提供が、行政として家庭教育支援に積極的に取り組む姿勢を明らかにすることにつながり、家庭教育に係る活動全体を活性化するとともに、将来の家庭教育支援活動の担い手を活動に呼び込むきっかけとなるため、積極的な情報提供に努めることが重要である。

## Ⅱ 家庭教育支援のための方策

子供の健やかな育ちのためには、地域や学校との関わりを持ち、必要な時に地域や行政のサポートを活用できるように応援していくことが重要である。地域の多様な主体と住民には、家庭教育支援の取組の担い手としての役割が期待される。そのために必要な方策は以下のとおりである。

### <家庭教育支援チームの意義について>

家庭教育支援の活動を行うに当たっては、学校の中にあつて福祉の専門的な知識を有し、学校の内と外とをつなぐことで地域における家庭の暮らしを支え子供の環境の改善を図るスクールソーシャルワーカーと、子供や保護者の悩みの相談に乗るだけでなく心理的な見地から当事者の気持ちを理解し支えつつ、家庭と学校の連携を進めて子供のサポートに当たる専門家としてのスクールカウンセラーの専門性を活用することが有効である。

このような専門家がその専門性を十分に発揮してより効果的に機能するために、専門家と地域の人材によって構成される家庭教育支援チームで活動することが望ましい。専門家が関与することにより、家庭教育支援チームは必要な家庭を専門的な支援につなげたり、地域で専門的な支援を補う日常的な支援を行うなど、より効果的に家庭を支えることができると考えられる。

### <行政が果たすべき役割について>

行政の主な役割は、関係機関をつなぐコーディネーター、ネットワーク作り、広報が中心となる。学校、地域人材、行政担当者が連携・協働して支援していく観点が重要であり、市町村の体制・モデル作りが必要である。

例えば、学校教育担当部局が学校と連携して訪問型家庭教育支援を担い、社会教育担当部局が親の学びの支援等学齢期の子供の保護者の枠を越えて幅広く生涯学習を推進するなど、それぞれの強味を活かした展開が考えられる。また、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の活動の一環として家庭教育支援チームによる活動を実施することで、学校をはじめ、様々な立場の関係者の協力につながる。

### <地域に期待される役割>

かつては、家庭の中に「お兄さん、お姉さん」や親戚関係での「おじさん、おばさん」が一般的に存在して、子供たちと親子関係とは性格の異なる関係を構築し、ある時は人生の先輩として相談に乗り、また彼らの生き方そのものが子供にとっての最も身近なロールモデルとして機能するなどしてきた。現在の家族構成の変化などより、このような関係が必ずしも十分とはいえなくなっている環境においては、地域の人材に求められるのは、親と子といった縦の関係、友人関係等横の関係に対して、「地域のお兄さん、お姉さん／おじさん、おばさん」といった、いわば斜めの関係としての役割である。

また、地域の家庭教育支援者とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが顔の見える交流をすることで、お互いの支援手法を学び合い、自らが行う支援に活かすことができる。

### ＜学校教育や福祉部局等との連携について＞

同じ学校関係者でも、集団指導を指導の中心に置く教員と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門性の異なる職員では、問題に対する視点も異なってくるので、協力して課題を解決するためには、プロセスを共有し、お互いに学び合うことのできる場づくりが重要になってくる。

課題解決のために異なった専門性を持った関係者が集まり、異なる視点の意見を出し合って議論をする手法は、ソーシャルワークにおけるケース会議の手法である。ソーシャルワークにおいては最も基礎的な手法であるが、学校教育の場では今まで十分に活用されてこなかった面がある。学校関係者が福祉部局を始めとした他の関係機関との連携協力を実質化していくためには、関係者がケース会議の手法を活用して議論を深めることが有効である。学校関係者がケース会議の手法を始めとした社会福祉に関する知識を持つ機会を用意することが重要となる。関係機関との連携とは、決して同化することではなくそれぞれの専門性を尊重し、それぞれの専門家に見えている異なる専門性に由来する景色を共有することである。

就学後の全ての子供の情報の把握が可能な学校に支援システムを構築する「学校のプラットフォーム化」により、学校・地域・連携機関の連絡会議の設定や学校内における連携機関とケース会議の定例化等を行い、支援や支援者の見える化を図るものである。子供に関わる問題の解決を目指すために、家庭教育支援が教育と福祉の接点となり得ると考えられる。

### ＜幼児教育との連携＞

幼稚園や保育所、認定こども園は、法令上、地域の幼児教育センター、子育て支援の拠点となることが求められており、家庭教育支援の観点からも重要な役割を担っている。多くの幼稚園においては、子育て相談や子育てサークルへの支援、未就園児の保育といった子育て支援活動を実施しているが、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度においても、このような取組を促進する「地域子育て支援拠点事業」を実施するなど、行政からの支援も行っており、幼稚園等における活動の更なる進展が期待される。

幼稚園等における子育て支援サークルやPTA活動によって、親同士や地域の様々な主体が関わり、交流・ネットワークが構築される機会となっており、保護者への支援は、幼稚園教員など園の教職員によるものだけでなく、フォーマルな支援では手の届かない部分にまで相談や助け合いの浸透を図るという視点も重要である。

また、現在、主にカリキュラム改善の視点で、幼小の連携・接続の取組が進められているが、切れ目のない支援を行う上で、地域の課題を幼稚園等と小学校とが共有することが重要である。その際、学校・園任せにするのではなく、教育委員会事務局等

の行政の関わりも不可欠である。

一方、就学前段階は、施設の種類も一様ではなく、その設置者・運営者も市町村ではなく、私立幼稚園や民間保育所が多くを占めている状況がある。行政による家庭教育支援の施策を充実させる上では、このような現状を踏まえた検討が求められる。

## (1) 地域の人材を活用した「家庭教育支援チーム」による支援の推進

### <家庭教育支援チームの類型化について>

本検討委員会の取りまとめとしては、家庭教育支援チームの多様な実態を反映させるために、事例を踏まえながら類型化して提案する。これからは行政の働きを待つだけではなく、地域における市民活動と協働した家庭教育支援も重要になってくる。地域の実情に応じた家庭教育支援を展開していくためには、地域人材（元教員・子育て経験者・PTA関係者等）、学校関係者、行政関係者及び民生委員・児童委員からなる家庭教育支援チームがあると多様な主体の連携が図られやすく、具体的な活動も展開しやすくなる。家庭教育支援チームの形態は多様であり、まさに地域の実情に応じた構成が可能である。

なお、ここに示すのはあくまで類型化の一例であり、地域の実情に応じた家庭教育支援チームの取組の推進に参考となることを期待するものである。

### <活動主体で類型化した場合>

#### ①行政（学校教育担当部局）主導型（例：大阪府大東市、大阪府泉大津市）

市町村教育委員会の学校教育担当部局が中心となって家庭教育支援チームに関する取組を推進しているパターンであり、活動例としては学校と連携した家庭教育講座や家庭訪問の実施が挙げられる。

学校教育担当部局が中心となって展開されるチーム型支援では、学校の課題に直接的に対応し子供の情報を集約している学校との強い連携により不登校や問題行動の対応を取ることができる利点がある。学校に配置されたスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの専門家を活用することも容易である。

この際に、子供たちの課題の解決には、家庭をめぐる貧困等の社会的な問題への取組が欠かせないことから、福祉部局や問題行動にかかわる担当部局との連携を深めることが、活動を効果的にする上で重要である。

#### ②行政（社会教育担当部局）主導型（例：新潟県南魚沼市、大阪府泉大津市）

市町村教育委員会の社会教育担当部局が中心となって家庭教育支援チームに関する取組を推進しているパターンであり、活動例としては学齢期の子供の保護者の枠を越えて親の学びや育ちを支援し、生涯学習の推進にもつながるような講座の開催が挙げられる。

チーム型支援に社会教育的な手法を取り入れることは、地域を幅広く巻き込んだ、学校からは一步離れた立場からの支援を行いやすい利点がある。公民館や図書館と

いった社会教育施設を活用して、放課後や休日を利用した親子参加型の行事をPTAや子供会と協力して企画するなど、幅の広い活動の企画が考えられる。一方で、活動がボランティアに運営の負担をかけると継続的な活動とならないおそれもあるので、関係機関との協力のもとで運営に継続性を持たせる工夫が必要である。

### ③NPO主導型（例：愛媛県大洲市）

行政から委託等を受けてNPOが中心となって家庭教育支援チームに関する取組を推進しているパターンであり、活動例としては①及び②と同様で、より自主的で自由度の高い手法によるものもある。

家庭教育支援チームがNPOとなることは、チームの自律性を高め、空き店舗を親子の居場所作りの場として活用するなど、より自由で多彩な活動が可能となる。

また、NPOとして複数の行政部局から財政支援を引き出して活動することで、行政の縦割りの弊害を実質的に乗り越え、切れ目のない支援活動を行うことができる。

行政は、NPOとしての家庭教育支援チームが関係機関や地域において、しっかりとした位置付けを持ち、責任ある活動を展開することができるよう、広報活動などの必要な支援策を講ずる必要がある。

## <考えられる活動の類型>

### ①総合型（例：和歌山県橋本市）

講座の開催、家庭訪問、広報等多様な地域人材がそれぞれの分野において総合的にネットワークづくりを推進している。

### ②講座型（例：千葉県千葉市）

学校行事やPTA活動に併せて家庭教育支援チームが出向いて講演・講座を実施し、保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供することにより、家庭教育支援チームの存在を知らせ、保護者からの相談対応や交流につなげている。

### ③拠点型（例：宮城県石巻市）

託児付きの親学び講座や親子で一緒に楽しめる活動を行い、親同士や家庭教育支援チーム員とも交流できる場を提供している。

### ④訪問型（例：和歌山県湯浅町）

ケース会議等で支援の役割連携を確認した上で家庭教育支援チーム員が家庭に訪問し、子育てに関する不安や悩み等の相談対応を行っている。

## <家庭教育支援チームの普及方策について>

家庭教育支援チームの地域における認知度が低い場合には、家庭教育支援チームの活動の大きな支障となる。

家庭教育支援チームを普及するためにも、子育てに関わりのある教育委員会・学校等・福祉部局への周知と家庭教育支援チームの位置付けの明確化が重要である。

家庭教育支援チームが全国的に又はブロック別に交流し研修することも考えられる。さらに、優れた取組を行っている家庭教育支援チームに対しては、文部科学大臣による表彰制度を設け顕彰することで、優良事例の広報や研究の進展に加え、家庭教育支援チームの認知度が向上し、位置付けの明確化につながると考えられる。

また、家庭教育支援チームの説明方法としては、教育委員会向けと地域の訪問員・ボランティア向けなどの立場ごとに具体的で分かりやすく説明資料や配布物等を作ることが必要であるとの意見もあった。特に保護者向けには、保護者の視点に立った説明が必要である。

#### <家庭教育支援チームの活動の際のポイント>

チーム員の中に民生委員・児童委員・主任児童委員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・人権擁護委員等が含まれることによって、福祉部局や法務局関係など横断的な連携が容易になる。

チーム員同士の連携には、定期的に全員が顔合わせをしていることが重要である。その場で、相談対応事例について全員で協議し、今後の見通しを立てること、学習講座の計画や準備等を行うこと、チームが発行している通信の内容について協議することなどを通して、活動が進展していくこととなる。

#### <家庭教育支援チームの活動の際の個人情報保護について>

実際に訪問型家庭教育支援のモデル事業を進めている地方公共団体においては、訪問する支援員に対して守秘義務を課している。具体的には、訪問支援員に個人情報保護の誓約書を提出させている。その他、事業の実施要項に個人情報保護条項を盛り込み、地方公共団体の個人情報保護条例を適用することとしている例もある。このような手続きを経ることで、個人情報の保護の担保がなされ、訪問型家庭教育支援にかかわるチーム内での情報の共有と検討の条件が整うこととなる。また、ケース会議等の構成員に福祉部局を始めとして児童相談所、警察署等関係機関の職員を含めることで情報共有を円滑に行っている事例もあった。

教育委員会と首長部局とがともに事業主体になるなど、行政全体で取り組む体制をとることが重要である。

## (2) 家庭に寄り添う形での支援の推進

#### <中間支援者としての家庭教育支援について>

学校・家庭・地域のそれぞれの努力を理解しあって協力していくための「中間支援者」としての家庭教育支援の役割が重要である。スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーのような学校・家庭・地域と福祉を「つなぐ人材」やコミュニティ・スクールの仕組みを活用することが有効である。

また、保護者が学校（教員）には言いにくい、相談しにくいと思う事柄を気軽に話

して相談できる、学校からは一歩離れた家庭教育支援チームが必要となる。

### <訪問型家庭教育支援について>

家庭教育支援のための家庭訪問を行うことによって、家庭教育講座や相談窓口に出ることが難しい保護者と接触することのできる貴重な機会を作ることができる。保護者と直接話をする機会を生かし家庭教育支援に関係する情報を提供して交流の場への参加を促したり、困難を抱える家庭の場合は専門的な相談や支援を行い得る機関を紹介するなどの支援を行うことができる。

実際に訪問型家庭教育支援を行うに当たっては、幅広く全ての家庭を訪問の対象とする全戸訪問を行う手法と、一定の家庭に訪問の対象を絞って訪問する手法がある。

全戸訪問は、人口規模の大きな地方公共団体の場合は実施することが難しい面があるが、全戸訪問によって学校が把握する前に不登校の傾向が現れている子供を発見して早期に問題を解決できた事例が見られるなど、大きな効果が期待できる。また、全ての家庭を訪問の対象とすることで、訪問を受けることに対する心理的な抵抗を低くする効果もある。人口規模の大きな地方公共団体の場合には、例えば訪問対象とする学年を限定して行うなどの工夫をすることで、全戸訪問に近い効果を上げることも考えられる。

また、例えば乳幼児健診の場などの全ての保護者が集まる機会を活用したり、ICTを活用して分かりやすく情報提供を行い、相談をしたいが相談窓口が分からない、相談窓口まで出かけることが難しいので家庭訪問をしてほしい、といった保護者の要望を拾い上げ、家庭教育支援にアクセスしやすい環境を作って多くの保護者の希望に対応することが必要である。

実際に家庭を訪問する際には、パンフレットや情報誌の配布のような訪問のきっかけを用意することで訪問を受ける側の心理的な壁をなるべく低くして、まずはお互いに挨拶をする関係を作っていくことから始めることが必要である。当初から必要以上に積極的な姿勢を取ることによって、訪問を受ける側の反発を受けることのないように注意することが必要である。まずは世間話ができる人間関係を作ることが第一歩であるが、そのような人間関係が悩みを抱える保護者にとっての相談への第一歩となり得るし、人間関係の広がりや地域に訪問型支援が浸透し定着することにつながる。訪問しても保護者の不在等で会うことができないことも実際には多いので、その際には郵便ポストに資料を残して次回は時間を変えて訪問してみるなど、焦らずに時間をかけて進めていくことが必要である。

家庭を訪問して支援することは、カウンセリング等の専門家であっても難しい面がある。訪問型家庭教育支援を行う場合、特に問題を抱えた家庭を対象にする場合には、その問題を訪問支援者が抱え込んでしまわないことが重要である。

そこで、地域の人材を中心とした家庭教育支援チームのメンバーが訪問する場合には、訪問によって保護者との人間関係を作ること、相談や交流の場への参加を促すことを第一とし、特定の問題を抱える保護者については、直ちに学校を始めとした関係する専門的な機関に対応を任せることが大切である。訪問型の家庭教育支援の最も大

きな機能は、家庭の抱える問題を早期に発見して専門機関につないで早期の解決に結びつけていくことであるので、深刻な問題には躊躇せず専門家の協力を得る姿勢を取ることにも必要である。

このような訪問型家庭教育支援を起点とした早期の対応を取っていくためには、訪問型支援を行うチームを支える地域の専門機関のネットワークが機能していることが条件となる。そこでは、学校等の教育関係の機関、福祉関係の機関をはじめとした関係機関が問題を検討できる場を作り、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家が必要に応じて議論をリードしていくことが必要である。

人口規模が大きく全戸訪問の実施が難しい地方公共団体において、対象とする家庭を絞って訪問をしていく手法を取る場合には、学校等の地域の機関のネットワークは特に重要となる。あらかじめ問題が想定される家庭を訪問する際にも、まずは保護者との人間関係を作ることから進めていくべきことは全戸訪問と同じであるが、専門機関とのネットワークと専門家による指導の下で、問題に対処するため仕組みをあらかじめ準備しておくことが不可欠である。

### Ⅲ 家庭教育支援を担う人材の確保

都道府県による養成研修には、専門的な知識・技術や実践的な活動を推進するための知識・技術を習得するものや現代的課題にも対応できる力を付けるものなど、地域の実情に応じた様々な講座があり、有識者の協力も得ながら各域内の市町村を対象に実施している。市町村はその研修を活用し、人材の資質の向上を図りながら具体的な活動を実施し、各関係機関との連携・協働を図る。実施する市町村と養成研修を行う都道府県の循環も重要である。

家庭教育支援の人材を確保するには、家庭教育支援に参加すること自体が生涯学習であるという視点を持ち、仲間作りや地域への参画のための活動に楽しみを感じながら、自分自身の学びや成長にもつながる双方向の助け合いとなるものとする必要がある。そのためには、参加できる範囲で自分にできる活動にだけ参加するという在り方や、中心となって活動する人材と部分的な参加をする人材の組合せによる緩やかな活動とすることが有効である。大学生等の若い世代も、家庭教育支援活動の際の人材として考えられる。

保護者が支援を受けている時から企画運営にも参加してもらおう等の「利用者でも参画者でもある」という仕掛けをしておき、まずは支えられつつ支えるという構図を作る。さらに、支えられる者から支える者へ、という地域の循環型支援をしていく。本検討委員会では、大学間連携により設置した一般社団法人教育支援人材認証協会による「教育支援人材認証制度」では、講座内容設定に係る大学と地域の協働など、一般社団法人がプラットフォームとなって、地域課題解決のために地域と連携を図りつつ運用されている事例が紹介された。

循環型の人材養成や多忙な保護者へのアプローチの方法としては、企業でのワークショップ等、経済団体との協力が期待される。

家庭教育支援チームの活動は、専門機関へつなぐ最初の入口であり、専門家もいるが、保護者が一番相談しやすい人が多くいると良いという点で、若い世代が子育てをしながら、支援活動に関わった人が次の世代を担うような人材育成が期待される。

# 「次世代の学校・地域」創生プラン

～中教審3答申の実現に向けて～

平成28年1月25日  
文部科学大臣決定

答申③←教育再生実行会議第7次提言

答申②←教育再生実行会議第7次提言

答申①←教育再生実行会議第6次提言

## 教員改革 (⇒資質向上)

養成・採用・研修を通じた  
不断の資質向上

### 現職研修改革

- ベテラン段階
- 管理職研修の充実
- マネジメント力強化

- 中堅段階
- ミドルリーダー育成
- 免許更新講習の充実

- 1～数年目
- チーム研修等の実施
- 英語・ICT等の課題へ対応

### 採用段階の改革

- 採用試験の共同作成
- 特別免許状の活用

### 養成段階の改革

- 養成段階
- インターンシップの導入
- 学校現場や教職を早期に体験
- 教職課程の質向上

教員育成指標

←都道府県が策定

育成指標策定指針

←国が大綱的に提示

## 学校の組織運営改革 (⇒チーム学校)

校長の  
リーダーシップの  
下学校を運営

- 学校運営の基本方針
- 学校運営や教育活動等

予算の執行管理、情報管理等により  
校長のマネジメントを支える  
※共同実施により学校の事務を効率化

## 社会に開かれた教育課程

よりよい社会を作るとい目標のもと  
教育課程を介して地域社会とつながる学校

子供へのカウンセリング等  
に基づくアドバイス  
校内研修の実施 等

授業等の学習指導  
生活指導・保護者対応 等

子供への個別カウンセリング  
いじめ被害者の心のケア 等

困窮家庭への福祉機関の紹介  
保護者の就労支援に係る助言 等

教員を  
バックアップする  
多様なスタッフ

スクール  
カウンセラー

スクール  
ソーシャル  
ワーカー

地域連携の  
中核を担う  
教職員

連携・協働

地域コーディネーター

## 地域からの学校改革・地域創生 (⇒地域と学校の連携・協働)

### コミュニティ・スクール



- 校長のリーダーシップを応援
- 地域のニーズに応える学校づくり

要・法改正：地方教育行政法

### 地域学校協働本部



保護者・地域住民・企業・NPO等

地域の人々が学校と連携・協働して、  
子供の成長を支え、地域を創生

学校を核とした地域の創生  
次代の郷土をつくる人材の育成、まちづくり

「地域学校協働活動」の推進

- 郷土学習・地域行事・学びによるまちづくり
- 放課後子供教室・家庭教育支援活動 等

要・法改正：社会教育法

要・法改正：免許法、教員センター法、教職法

要・法改正：学校教育法、地方教育行政法

「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

# 学校・家庭・地域をつなぐ仕組み作りとその制度化(例:各会議の定例化)

